

九都県市における青少年向け携帯電話端末等推奨規程

(目的)

第1 九都県市は、携帯電話端末若しくはPHS端末（以下「携帯電話端末等」という。）又は携帯電話端末等において利用可能な機能で、青少年がインターネットを利用して青少年の健全な育成を阻害するおそれがある情報を得ることがないように必要な配慮を行っていることその他の基準に該当し、青少年の健全な育成に配慮していると認めるものを、青少年の年齢に応じて推奨するものである。

(趣旨)

第2 本推奨制度は、保護者が、青少年に携帯電話端末等を持たせる必要があると判断した場合に、携帯電話端末等やその機能を選ぶための目安・参考とするものであり、九都県市が青少年に携帯電話端末等を持つことを勧めるものではない。

(用語の定義)

第3 この規程において「九都県市」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市をいう。

2 この規程において「各県市」とは、前項に定めるもののうち東京都以外のものをいう。

(推奨基準)

第4 九都県市で推奨する携帯電話端末等又は携帯電話端末等において利用可能な機能の推奨に必要な基準（以下「推奨基準」という。）は、東京都青少年の健全な育成に関する条例第5条の2第1項及び同条例施行規則第2条の2の規定により定めたものを適用する。

(手続き)

第5 推奨に係る手続きは東京都が行う。

2 東京都は、推奨基準に該当する携帯電話端末等又は携帯電話端末等において利用可能な機能を推奨し、又は推奨を取り消した場合は、各県市にその旨通知するものとする。

(各県市の役割)

第6 各県市は、第5第2項の規定による通知があった場合は、遅滞なくその内容を県民又は市民に公表するものとする。

(その他)

第7 第1から第6に規定のない事項については、必要に応じて九都県市で協議して決定することとする。

附則

この規程は、平成23年11月8日から施行する。